

社団法人 日本地すべり学会 運営規則

1. 総則

(総則)

1.1 本会の運営に関しては、社団法人日本地すべり学会定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2. 会員

(会員)

2.1 会員は、この法人にふさわしい者とする。

2.1.1 団体正会員は、その団体の代表者をもって会員とする。

(入会手続き)

2.2 正会員、学生会員、賛助会員となるには、所定の入会申込用紙に必要事項を記入の上、事務局に提出するものとする。

(会員の資格の発生)

2.3 会員の資格は、入会承認の通知があった日から発生する。

(会員証)

2.4 会員には所定の会員証を発行する。

2.4.1 会員は本会が開催する事業、行事等に参加する場合は会員証を携行し、必要な場合にはそれを提示しなければならない。

(変更手続き)

2.5 入会申込用紙の記入事項に変更を生じた場合は、所定の変更届用紙に変更事項を記入の上、事務局に提出するものとする。

2.5.1 会員区分を変更する場合は、前項によらず、新たに入会手続きを行うものとする。その際、会員区分の変更である旨を入会申込書に明記する。

(退会手続き)

2.6 正会員、学生会員および賛助会員が退会する場合は、所定の退会届用紙に必要事項を記入の上、事務局に提出するものとする。

(入退会手続きの停止)

2.7 正会員の入会および退会手続きは、総会および臨時総会の開催日を含む直前7日間は、受理しない。手続き停止期間中に事務局に到着した入退会申込書は、総会終了後に受理する。

3. 会費

(納付)

3.1 会費は本会の事業年度ごとに前納とする。

3.1.1 年度途中で入会した者の会費は、全額納付とする。

(会費)

3.2 会費は会員の種別に応じて別表1のとおりとする。

4. 選挙

(役員選挙)

4.1 総会で選任する理事および監事の候補者は、会員による選挙で決定する。

4.1.1 選任された理事および監事の任期は、理事会の承認後2年間とする。

(有権者)

4.2 個人の正会員は、選挙権および被選挙権を有するものとする。

(選挙の実施)

4.3 選挙の実施に関することは別に定める。

4.3.1 選挙は、通常総会前に終了するものとする。

(理事および監事の補充)

4.4 理事が欠けた場合、その現在数が規定の定数を下回らない限り、欠員の補充をしないことができる。

4.4.1 緊急に必要な場合のほかは、理事および監事の補充は、補欠選挙による。

(代議員選挙)

4.5 代議員選挙については、4.1項から4.4項までの規定を準用する。この場合においては「理事および監事」とあるのは、「代議員」と読み替えるものとする。選挙の実施に関することは別に定める。

5. 会務

(部の設置および委嘱)

5.1 この学会の会務を執行するため、総務、編集出版、研究調査、事業計画および国際の各部を置

く。

5.1.1 第1項に規定する各部の部長は、理事会の決定に基づき、会長が任命する。

5.1.2 部員は、正会員および賛助会員の構成員をもって充て、部長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

5.1.3 第1項に規定する各部、支部および委員会の活動を調整、統合し、会長の諮問に応える部として、幹事会を置く。

5.1.4 幹事会の構成員（幹事）は、各部、各支部、および表彰委員会の代表者と理事若干名とし、関係部会の推薦に基づき、会長が任命する。幹事は必要に応じて補助者を帯同できる。

5.1.5 幹事長は学会会長が兼務する。

5.1.6 部員および幹事の任期は、2年間とする。

(幹事会)

5.2 幹事会の担当事項は、次のとおりとする。

- (1) 会長諮問事項の検討に関すること
- (2) 各部、支部および委員会の活動の調整および統合に関すること。

(総務部)

5.3 総務部の担当事項は、次のとおりとする。

- (1) 会員の入退会に関すること。
- (2) 関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) 定款、規則、制度、内規およびその他法規に関すること。
- (4) 名誉会員および顧問の推挙に関すること。
- (5) 総会および理事会に関すること。
- (6) 予算および決算に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) ホームページの管理運営に関すること。
- (9) 関係委員会に関すること。
- (10) その他、他の部に属さないこと。

(編集出版部)

5.4 編集出版部の担当事項は、次のとおりとする。

- (1) 日本地すべり学会誌およびその他刊行物の編集出版に関すること。
- (2) 出版物の頒布に関すること

(3) 図書および資料の収集保管に関すること。

(4) 関係委員会に関すること。

(研究調査部)

5.5 研究調査部の担当事項は、次のとおりとする。

(1) 学術および技術の研究調査に関すること。

(2) 受託事業に関すること

(3) 規格，標準等に関すること。

(4) 調査および研究開発の助成に関すること。

(5) 緊急災害調査に関すること。

(6) 関係委員会に関すること。

(事業計画部)

5.6 事業計画部の担当事項は、次のとおりとする。

(1) 研究発表会に関すること。

(2) シンポジウムに関すること。

(3) 講習会，講演会，現地見学会，普及講演会等に関すること。

(4) 関係委員会に関すること。

(国際部)

5.7 国際部の担当事項は、次のとおりとする。

(1) 国際学術会議に関すること。

(2) 国際交流に関すること。

(3) 学会誌への国際地すべりニュース等の情報の提供に関すること。

(4) 関係委員会に関すること。

(委員会)

5.8 会務を執行するため，委員会を設けることができる。

5.8.1 委員会の設置および運営に関しては，別に定める。

(支部)

5.9 会務を執行するため，支部を設けることができる。

5.9.1 支部の設置および運営に関しては，別に定める。

(事務局)

5.10 会務を執行するため、事務局を設け、職員および必要に応じて嘱託を置く。

5.10.1 事務局に、事務局長を置く。

5.10.2 事務局の職制および職務に関することは、理事会で定める。

5.10.3 専務理事は、事務局を統括するほか、各部の連絡調整にあたる。

附則

この規則は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

改訂記録

平成 12 年 8 月 28 日	新規制定
平成 15 年 4 月 1 日	別表 1 正会員、学生会員会費改定 改定前：正会員 5,000 円 学生会員 2,000 円 改定後：正会員 7,000 円 学生会員 3,000 円
平成 15 年 4 月 1 日	第 21 条（3）改定 改定前：「Landslide News の編集および発行に関する事 改定後：「学会誌への国際地すべりニュース等の情報の提供に 関すること」
平成 21 年 4 月 1 日	別表 1 正会員会費改定 改定前：7,000 円 改定後：10,000 円

別表 1 会員別年会費

区分	金額（円）	備考
正会員	10,000	
学生会員	3,000	
賛助会員 個人 1 口	15,000	1 口以上の整数口
賛助会員 団体 1 口	50,000	〃

平成 23 年 4 月 1 日

4.5 項（代議員選挙）の追加